

平成30年第2回さつま町農業委員会総会議事録（閲覧用）

1 開催日時 平成30年2月20日（火） 午前9時30分～

2 開催場所 さつま町役場本庁別館3階大会議室

3 出席農業委員（10名）

1番	坂元	勝志	2番	坂元	兼一
3番	田畑	和成	4番	豊増	文夫
5番	深水	美佐子	6番	南原	奈美子
7番	赤崎	敬一郎	8番	吉留	義晃
9番	栗牧	伸一	10番	池山	準一

出席推進委員（21名）

	12番	甫立	浩二	13番	野間	菊昭		
	15番	久保	菌正昭	16番	柿園	藤男		
17番	帖佐	達郎	18番	三腰	修一	19番	竹井	好博
20番	長野	壯二		22番	徳留	伸一		
23番	下屋敷	正		25番	栗野	一三		
26番	堀之内	睦	27番	米丸	純男	28番	大迫	勝哉
29番	竹之内	重則	30番	熊田	孝治	31番	松尾	秀樹
32番	永江	友義	33番	米永	正幸	34番	坂元	智一
35番	黒瀬	陸朗						

職員（5名）

事務局長	岩下	純一
農地係長	松山	明浩
農地係主査	尾付野	直樹
農地係主査	福留	章乃
担い手育成係長	田島	浩喜

4 欠席農業委員（0名）

5 会次第

- (1) 議案第1号 農地法第3条許可（農委）申請について（8件）
- (2) 議案第2号 農地法第5条申請について（2件）
- (3) 議案第3号 農用地利用集積計画について（63件）
- (4) 議案第4号 非農地証明について（2件）
- (5) その他

6 その他

事務局長 ただ今から平成30年第2回総会を開会いたします。
会長のあいさつをお願いします。

会長 (あいさつ)

事務局長 ありがとうございます。本日の出席人員の報告をさせていただきます。
出席人員につきましては、10名中10名の出席で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。また、推進委員25名中21名の出席をいただいています。以上で出席人員の報告を終わります。
それでは、審議をお願いいたします。会長に議長をお願いします。

議長(会長) それでは審議を開始いたします。本日の議事録署名委員を指名します。
7番 赤崎敬一郎委員、8番 吉留義晃委員をお願いいたします。

次に事務局より会務報告をお願いいたします。

事務局長 「会務報告の朗読及び説明」

議長 ただ今の会務報告について、何かご意見ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

意見が無いようですので、会務報告を終わります。

次に、議案第1号「農地法第3条許可申請について」を審議いたします。
事務局より説明をお願いします。

事務局 (尾付野) 「議案第1号 農地法第3条許可申請について」朗読及び説明
農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断し提案いたします。

議長 ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

16番委員 2-1番について説明いたします。●●さん所有の畑に設置されている営農型太陽光発電施設を有限会社●●代表取締役●●さんが空間の利用ということで期間3年間借りられることを確認いたしました。以上です。よろしくをお願いいたします。

17番委員 2-2番について報告します。渡人の●●さんと受人の●●さんはいとこ関係にあたります。●●さんは非常に高齢であります。●●さんは受託組合を設立されておられ農業を手広くされておられます。字栗山の農地ですが、これにつきましては構造改善された農地で5反歩程度ありその中に10筆ぐらい入っているというような土地です。この中の1筆が今回の申請地であります。あと字橋本のほうについてはですぬ河川敷の近くにありまして竹が入っている土地で耕作放棄地として届け出ようとしている土地であります。審議のほう宜しくお願いします。以上です。

- 事務局 2－3番について説明をいたします。山崎委員より報告を受けております。現地は山林に囲まれた農地で渡人の●●さんと受人の●●さんの2枚の畑があるだけのようです。●●さんから●●さんのほうに耕作を依頼されましたが、売買が成立し今回申請されたのことで、よろしくご審議をお願いいたします。
- 13番委員 2－4番について説明をいたします。渡人の●●さんと受人の●●さんは親子関係であります。このたび4筆について贈与するということになり今回申請されたものです。現地を見ましたが境界、進入路、用水路等、特に問題はないと思われました。よろしくをお願いいたします。
- 25番委員 2－5番について説明をいたします。譲渡人の●●さんは高齢のため耕作ができないとのことで、隣を耕作されておられる譲受人の●●さんをお願いをされたようです。
次に、2－6番について説明をいたします。渡人の●●さんは高齢で、また、体調を崩されておられ耕作ができなくなっておられます。今回、近くで耕作されておられる受人の●●さんを買ってもらおうようお願いされたようで契約が成立したようです。境界や進入路もしっかりしており何ら問題は無いようであります。よろしく審議をお願いいたします。
- 29番委員 2－7番について説明をいたします。渡人の●●さんの遺言ということで、受人である●●さんは甥っ子にあたります。今回、渡人が亡くなったことにより贈与がなされるものであります。現地を見ましたが、現在でも受人が耕作している状況であり何ら問題はないと思われます。よろしくをお願いいたします。
- 35番委員 2－8番について説明をいたします。この土地は耕地整理地区で境界については問題はないと思われます。渡人の●●さんに電話で確認いたしましたところ自分名義の土地はこれしか持っていないということでした。また、受人の●●さんに確認したところ、今でも耕作しているとのことでした。相手方の要望により今回、売買が成立したようです。ご審議をお願いいたします。
- 議長 ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見、ご質問等はありませんか。
- 8番委員 2－1番と農地法第5条の2－2番の●●さんの件ですが、3年毎に使用貸借権の設定をするようになっていきます。3年後は権限移譲により町が転用許可の審議することになるようです。意見がないようで、今回許可した場合に3年後に許可しないというのはおかしいと思います。それと作物の選定ですがセンリョウとユリを考えておられるようですが、今の農業情勢からいって価格変動などいろいろあるので、耕作放棄地さえなければ許可してもいいのではと考えますが、事務局としてはどのようなお考えでしょうか。
- 事務局 案件は3条の件であります。5条と関連がございます。農業委員の皆様と関係する推進委員の皆様には営農計画書を配布しております。営農計画書によりますと当初の3年間はセンリョウだけの申請で努力をしてこ

られてきたところでございます。今回、次期3年につきましては1年目がナルコユリ、センリョウ、シイタケという3種類を作付されています。2年目がナルコユリ、センリョウ、シイタケ、3年目がセンリョウとシイタケだけに絞るといような計画がなされているところでございます。パネルの下で半日陰でも育つ作物を選定されて営農を続けていこうという申請が出ているところでございます。3条につきましては、これと連動というかそのパネル部分が地上権、農地の上の方の部分については、この地上権については3条と連動して許可を出すこととなっております。鹿児島県の方からも5条だけでなく3条も一緒に審議をしてくださいということでした。許可につきましては、5条許可と3条許可と許可の日であったり期間は合わせてくださいということです。

議長 よろしいでしょうか。

13番委員 はい。

議長 他にございませんか。

27番委員 今回の件についてですが、3年前に聞いた時には、作物の成績が悪くなった時には辞めるという話じゃなかったかと記憶しています。作物の成績は誰が見るのでしょうか。

事務局 おっしゃられるとおり一時転用許可の要件としましては、この営農型発電設備の下部の農地における単収が地域の平均単収と比較して概ね2割以上減少して、ま、8割は取りなさいよということが言われています。プラスまた、一時転用期間中に収穫が見込めない場合、たとえば3年間で収穫ができない作物もあるかと思いますが見込めない場合は営農計画書によって栽培管理が計画的に行われているのが確認できれば良いですよというのがございます。今センリョウということで、スタートしたところでございますが、鹿児島県の認識としましては、センリョウにつきましては、植えてから3、4年は出荷までの期間が必要という認識でございます。この3年間の内に必ずしも8割以上の収穫がなくても栽培管理がしっかりしておればよろしいのではないかとということでございました。

27番委員 今言われたことは、県が決めているのか、町が決めたことなのか。

事務局 農林水産省の一時転用の許可要件の判断についてということで農林水産省から示されているところでございます。

議長 今回の回答でよろしいでしょうか。

27番委員 もう一つ成績が悪い場合・・・

4番委員 5条の審議の時に言えばいいのでは。

27番委員 そういたします。

議長 他にございませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第1号「農地法第3条許可申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条許可申請について」は、原案のとおり許可する事に決定いたします。

次に、議案第2号「農地法第5条許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局
(松山)

「議案第2号 農地法第5条許可申請について朗読及び説明」
申請内容を、転用許可の一般基準の各項目に沿って審査しましたところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し提案するものです。

議長

ただ今の議案説明に関しまして、担当推進委員の方から補足説明はありませんか。

12番委員

2-1番について説明いたします。申請地は、受人の●●瓦工業の所有地に接してはいますが、申請地が低い所にあるように思われて現在建設業によって土砂の搬入が行われております。隣の隣接地1206-1の境界が確認できませんでした。それでも近日中に隣接地の立会いを求めて境界の復元を行いたいということを明確にされているようであります。許可後については、駐車場として活用したいということでもあります。よろしくお願いたします。

16番委員

2-2番について説明いたします。営農型発電施設の下の農地の利用について適切に利用されているか現地確認を行いました。事務局からも説明がありましたとおりセンリョウ、ナルコユリ、シイタケの栽培がされております。センリョウは水はけが悪いため盛り土をして植えつけてあったり、または、準備中のところもありました。シイタケについては、昨年ちくりん館（農産物直売所）で740袋くらい販売したとのことでした。また、シイタケは原木の準備もなされておるようでした。ナルコユリについては、2列植えてありましたが、去年は200本くらい販売したとのことでした。センリョウは未だ販売の実績はないとのことでした。それから、太陽光が設置されていない農地については、唐辛子の栽培をして去年は乾燥唐辛子で2kgしか取れなかったそうです。皆さんでご審議くださるようお願いいたします。

議長

ただ今の、議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見・ご質問はありませんか。

4番委員

申請地5-2については、農業委員が許可を出す案件でしょうか。3年前は私たち農業委員は最後まで反対致しました。ところが県が法律が替わ

ったということで、こういう計画書を裏で作成して私たちに説明なしに許可されました。今回は賛否を採決されるのでしょうか。

事務局

結論から申しますと4条、5条の転用許可につきましては、地元の農業委員会の意見というのが必要になってまいります。許可相当又は不許可相当というのは必要になってまいります。

4番委員

わかりました。

前回の計画書ですが●●推進委員からも、また、事務局からも少し説明がありましたが、新しい委員さん、推進委員さんどういった施設で、どういういきさつで設備ができたのかというのが前回の計画書があったわけです。3年前に。それを示していただければ、それなりに皆さんもそういう施設が特例的な施設ができたんだということが少しお分かりになったろうと思います。また、今日は3年後の間の計画書が推進委員さんにはないようです。このような中で意見も質問もできないのではと思います。わかっておられる方は質問できると思われませんが、全然内容をわかっておられない方は質問もできない。計画書は推進委員さんがたにも配布して欲しかった。結論から言わせてもらおうと3年前の計画は出ていないのではっきりと覚えていませんが●●推進委員が言ったように、たしか3年間のセンリョウの計画が出ていました。最悪、計画どおりになされていないと撤去します。撤去費用も100万円と記載されていたと記憶しています。しかし、今回2月13日に現地を見せていただいた段階では、その計画は全然達成されていないようです。しかしながら私たちも農業をやっておれば計画どおりにいかないこともあります。そこで、今回すぐに達成していないので約束どおり撤去させるということを私は言うつもりはありません。しかし、今後3年間の新しい計画書も出ていますからこれに沿ってなるべく達成できるよう努めていただきたいと思います。それと施設の周りがあるフェンスに施設内容を記載した看板を設置したらと思います。設置者にも計画どおり進めるという自覚ができるのではないかと思います。

事務局

全員の方に資料を配布してありませんので、何を話しているのだろうと思われる方もあろうかと思います。とりあえず概要を説明させていただきます。第1種農地に売電目的の太陽光発電を施設するのはできません。県の許可もありません。●●さんのほうも最初は1種農地に普通の太陽光発電を設置したいということで申請を出されて不許可という通知がきた経緯がございます。平成26年当時に国の方が営農型太陽光発電であれば良いよという制度を作りました。営農型というのは、太陽光発電をしながら下の農地も活用しますよということであります。どうしてもパネルを設置してしまいますと日陰ができます。そういった日陰のところを好む作物でないとうまくいかないということもあります。●●さんとしては、当時はセンリョウ1本で行きましょうということでスタートされたところでございました。スタート後に試行錯誤されたみたいですね。これについて専門家(有識者)の意見を付けないといけません。どういうものかといいますと県の農政普及課の技術担当の職員の方が意見書を付けていただいています。今回も同じく意見書が付けております。今回の意見書について読んでみたいと思います。前回の農地の一時転用許可申請時の営農計画では、センリョウを導入することになっていました。しかし、営農型発電設備の設置までに時間がかかり、その後の植付計画に遅れが生じています。本人

の努力により準備，育苗して定植されていますが，全ての区画にセンリョウが定植されるまで時間がかかること，定植後も収穫開始まで3，4年かかることから一部区画では，センリョウよりも収穫開始までの期間が短いナルコユリ，シイタケを導入されています。いずれの品目も現況の営農型発電設備下部での栽培状況を見て栽培上，特に問題はないと思われます。これからの3年間の営農計画についてですが，すでに栽培実績のある品目を継続して導入する計画になっており栽培上特に問題はありません。シイタケは収穫開始までの期間が短縮されることセンリョウよりも収穫期間が長いことから収益の早期獲得，労力分散が期待されます。また，ナルコユリについては，他のほ場での栽培へ移行し，本ほ場での栽培を縮小されるのが良いかと思われます。という意見書は付けていただいているところであります。以上です。

27番委員 県がそのような経緯で許可を出したのであれば，もしダメな時の罰則みたいなものはないのでしょうか。作物ができなかった場合や農地が荒れた場合などに施設を撤去するとかの罰則はないのでしょうか。

事務局 国の基準でいきますと太陽光発電だけ行い下の農地で営農ができてないとなると撤去，病気の発生など特別な事情がない場合は撤去となります。前回の一時転用の審議の意見書の中でも下部農地における営農の実効性がない場合は更新は不可，設備は撤去の条件付きであり，ということでこちらのほうも県に意見書を提出している経緯がございますので，よろしければこういう文言を一言加えて県の方に進達したいと考えています。先ほどから出ていますが3年後につきましては権限移譲がされておりましてさつま町の農業委員会での判断というふうになってまいります。もちろん，県の農業会議の意見は聞きますが，慎重に審議が行われ許可相当，不許可相当の判断をお願いいたします。

4番委員 今ありましたように，もしよければ今言われたような条件を付けて意見書を出してください。はっきりと3年前にあったような撤去しなければならないというような条件を入れてください。そうしないと3年後が大変心配であります。それと1年に1回報告するようになっているようですが，この件もしっかりするように記載してください。

事務局 今も報告はもらっております。営農型の一時転用の場合は毎年の収穫後のタイミングで報告をしなければならぬとされおり実際報告を受けております。平成29年度分はまだきていませんが過去2年分の状況を見ますと収穫はできませんでしたという報告は出されています。この報告書には有識者の意見も付いておりまして営農の適切な指導はされているものと思っております。条件につきましては，申請書にも書いてあることから申請者も認識されているものと思われます。

4番委員 そういうことなら安心ですけど，こういう例は出ないと思いますが，あのような良い場所であのようなやり方を見られた方が営農型を計画されるのが怖いと感じているため条件を付すことをお願いしているのです。

13番委員 農業委員の方は3年後には判断しなければなりませんので，今の状態を見てもらっていて，そして毎年の報告があった時には，この総会で判断し

ていくべきだと思います。そうしないといきなり3年後に判断をしると言われてもなかなか大変かなと思います。

事務局

報告書の件につきましては、提出があった時点で総会の方に資料として皆さんにお配りしたいと思います。あと現在、太陽光発電の営農型の申請はありません。ただし、普通の太陽発電の申請はありますが、第1種農地は避けて申請されています。

議長

委員の皆さまの貴重な意見ありがとうございました。
それでは採決いたします。

なお、今回は一件ずつ採決を行います。まず申請番号2-1の議案第2号「農地法第5条許可申請について」は、申請のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、申請番号2-1の議案第2号「農地法第5条許可申請について」は、許可相当として県知事に意見を送付いたします。

次に申請番号の2-2についてであります。この案件につきましては3年前の許可の再申請であります。3年前の許可相当の議決の際には条件を付して許可されたようであります。今回も採決を行います。不許可か条件を付けて許可することになるようです。

この件につきまして、ご意見等ございませんか。また、事務局からこの件に関して意見はありませんか。

6番委員

3年後を考えた時に、本人さんは営農がうまくいかなかった場合、撤退する覚悟、勇気はあるのでしょうか。この3年間を乗り切れればいいやというような考えであれば許可相当に賛成できない。この●●さんの営農型が成功して頂かないと権限移譲を受ける来年になれば同様の一時転用申請が出てくる可能性もあるのではと考えます。営農指導についてもやっつけていかなければならないし農業委員会としても年に1回は確認に行く必要があると思います。

事務局

●●委員が言われた●●さんがちゃんと農業をやっていくのか、太陽光発電は行うが農業は適当に行うのかどうかということは確認はしていません。ただ、あそこまでお金をかけてあのようにされている以上は、それなりの覚悟はあるのではないかと感じているところであります。現場は道路沿いでありますので委員の皆様におかれましては通った時には確認をお願いいたします。また、●●推進委員、●●農業委員におかれましては、地元ですので時々現場を見られて本人に指導等お願いいたします。

4番委員

●●委員が言われたことは、全くその通りだと思います。最初に意見を言ったように是非とも本人の自覚とそして我々農業委員、推進委員としての活動の一環として農地の有効利用をこういうふうに進めていますよ、皆さん見てください中の施設をというようなことを書いた看板の設置を条件に私は賛成します。

議長 今の看板の件については、事務局の意見は。

事務局 看板等につきましては、民有地に立てることになることから北園さんの判断になると思われま。看板を設置しなさいとは言えないようです。

議長 皆様の意見を伺っているとやはり条件を付して許可することになるのではないかと思います。営農計画が出ておりますので、これをしっかり履行して頂く。これを怠った場合には、確実に撤去をするということになるかと思っています。そうならないようにするためには、先ほど委員からもありましたように農業委員さん、推進委員さん皆一緒になって監視をして助言をしながら成功に結び付けていくというのが筋ではないかと感じています。今日の場合は、条件を付けて許可することに賛否を取らしていただきたいと思います。

7 番委員 看板の件は、要望ということでお願いをしてみてください。設置するかしないかは本人に任せることでもいいと思います。

議長 それでは採決いたします。
申請番号 2 - 2 の議案第 2 号「農地法第 5 条許可申請について」は、申請のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、申請番号 2 - 2 の議案第 2 号「農地法第 5 条許可申請について」は、条件を付して許可相当として県知事に意見を送付いたします。

事務局 確認をさせてください。今、条件付きで許可するとされましたが、その条件というのは、前回付けてありました条件に、営農型発電施設でありますよという看板を設置して頂きたいということを加えることにいたします。

議長 次に、議案第 3 号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局の議案の説明をお願いします。

事務局 「議案第 3 号 農用地利用集積計画について朗読及び説明」
(福留) 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の規定に基づき審査しました結果、許可要件を満たしていることから提案するものです。

議長 ただ今の、議案説明に関しまして、担当推進委員の方から補足説明はありませんか。

ただ今の、議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

それでは、採決をいたします。議案第 3 号「農用地利用集積計画について」は妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第3号「農用地利用集積計画について」は妥当とすることに決定いたします。

次に、議案第4号「非農地証明願いについて」を議題といたします。
事務局の議案説明をお願いします。

事務局
(松山)
議長

「議案第4号 非農地証明について朗読及び説明」

ただ今の議案説明に関しまして、担当推進委員の方から現地調査の結果をお願いします。

28番委員

2-1番について説明します。現地調査を推進委員、農業委員、事務局と行いました。場所は、旧紫尾小学校の先から左に入って平川のゴルフ練習場に向かう道路で、その途中を右手の山奥に入っていったところにあります。44ページの地図を見てもらいますと周りは山林です。7年前まで入来町にお住まいの息子さんに手伝ってもらって耕作されていましたが、息子さんの仕事の都合で手伝いができなくなったようです。7年前から未耕作の状態です。これから先も申請人もご高齢でありまして手も付けられないということでした。以上です。

33番委員

2-2番について説明いたします。45ページの地図をご覧ください。現地調査を行ったところ2筆とも隣は竹林になっています。地目は田と畑になっていますが、十数年前より耕作がなされていないようでした。申請人は高齢で離農をされまして後継者も地元に残っていませんので、この機会に原野にしたいということでした。ご審議宜しくをお願いします。

議長

ただ今の、議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見・ご質問はありませんか。

2番委員

2-2番ですが、説明では竹が入っているということでしたが、判定地目は原野となっていますが山林ではないのでしょうか。

33番委員

竹といいましても苦竹(ニガダケ)です。

2番委員

参考にしたいので聞きました。苦竹は原野でいいのですね。

事務局

苦竹は原野で判断しています。孟宗竹であれば山林となります。

議長

他にございませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第4号「非農地証明願いについて」は、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第4号「非農地証明願いについて」は、妥当とすることに決定いたします。

次に、議案第5号「その他」を議題といたします。委員の皆様より議案はありませんか。

事務局

農地の最適化の推進に関する意見書(案)について朗読及び説明

議長

事務局より説明のありました。意見書に対して、ご意見等ございませんか。

なお、この意見書につきましては、農業委員会として必ず町長に提案しなければならないようです。もし、意見等がなければ、町長に後日、提出いたします。

意見はありませんか。

(なしの声あり)

無いようですので、農地の最適化の推進に関する意見書について提出することに賛成することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議が無いようですので、農地の最適化の推進に関する意見書については決定いたしました。後日、町長に提出いたします。

他にありませんか。

無いようですので、以上を持ちまして、議事は終了いたします

次に、6のその他にはいります。その他で事務局より何かございませんか。

事務局

別紙資料について

- ・農業委員会だよりの発行について
- ・農業委員会活動記録簿の提出について(お礼)
- ・アンケート調査について(農家リストの提供について)
- ・平成30年耕作放棄地台帳(新規発見)の調査依頼について
- ・平成30年度(4月から12月)総会等日程について
- ・基盤強化促進法利用権の終期が来る農地の取り扱いについて

議長

ただ今の件につきまして、何かございませんか。

無い様ですので以上で、さつま町農業委員会平成30年第2回総会の全てを終了いたします。ご協力、ありがとうございました。

事務局長

以上で総会を終了いたします。全員ご起立ください。一同礼，お疲れさまでした。

以上，会議の顛末を記載し，相違のないことを署名する

会 長

委 員 7 番委員

委 員 8 番委員